

シマの自治はいかに維持されてきたか
—沖縄県南城市奥武島における運営体制の変遷と動揺—

筑波大学 人文社会科学研究所 歴史・人類学専攻 藤崎綾香

0515zackey@gmail.com

【修士論文目次】

序章 本研究の目的と方法

- 第1節 はじめに一地方自治と沖縄のシマ
- 第2節 沖縄の村落研究史
 - 第1項 民俗学による沖縄の村落研究史
 - 第2項 農村社会学・法社会学による沖縄の村落研究史
- 第3節 民俗学による村落の分析視角
- 第4節 本研究で扱う自治について
- 第5節 調査地選定理由と論文構成

第1章 調査地概要—自律的な運営体制の成立時期—

- 第1節 地勢と人口
- 第2節 歴史
 - 第1項 琉球王国時代の奥武島
 - 第2項 琉球処分以後の沖縄における地方制度の成立と奥武島の自治
 - 第3項 沖縄戦後の奥武島
- 第3節 現在の奥武島の自治組織—奥武区自治会—
- 第4節 各種団体
- 第5節 主要産業
 - 第1項 農業
 - 第2項 漁業
- 第4節 拝所と門中
 - 第1項 奥武島の拝所
 - 第2項 村クジングワを輩出する大屋門中と玉城門中
 - 第3項 村クジングワの減少過程
 - 第4項 大屋門中・玉城門中だけが行う門中祭祀

小括

第2章 戦前の海面利用慣行にみる村落自治と海頭の役割—「海頭日記帳」の分析から—

- 第1節 海方切から漁業権へ
 - 第1項 琉球王国時代の海面利用
 - 第2項 漁業法の成立

日本民俗学会談話会修士論文発表会

2021年5月9日

第2節 海頭と海頭日記帳

第3節 海の収益を用いた村落自治—収入・支出項目の分析を通して—

第1項 収入・支出の項目について

第2項 自治に直接関与する人々へ利益の配当が行われた明治45年～昭和3年

第3項 島民と字の経済的支えとなる昭和4年～昭和11年

第4項 字と漁業組合への繰り入れが目的となる昭和12年～昭和19年

第4節 漁業制度の変化と役割が限定された海頭

小括

第3章 戦後から現代における運営体制の成立—区費の徴収・活用方法に注目して—

第1節 部落常会の議事録にみる終戦後～本土復帰後の運営体制

第1項 組織構成と区長・書記の給料について

第2項 運営費の賦課基準となる「可働者」「非可働者」

第2節 現在の奥武区自治会の運営体制

第1項 字の活動とそれを支える運営費

第2項 区費に対する人々の認識

小括

第4章 区長経験者たちが考える業務の現状と改善の論理

第1節 区長の勤務体制と選出方法

第2節 仕事内容

第3節 区長経験者たち

第4節 業務改善の論理

第1項 奥武島ハーリー

第2項 ニンカジリー

第3項 運営体制の動揺—区長が選出されなかった区長選挙—

小括

終章 結論と今後の課題

第1節 運営体制を変化させながら維持されてきた奥武島の自治

第2節 本研究の位置付け

第3節 今後の課題

参考文献

謝辞

2021年5月9日

【研究目的】

市町村行政にとっても尊重すべき対象として扱われる沖縄のシマの自治の体制は、シマ内部で生きる人々によって今日までどのように担われてきたのかを明らかにする

【先行研究整理】

(1) 地方自治と沖縄のシマ

- ・『市町村合併と民俗』の特集が組まれた日本民俗学：平成の大合併を「人々の生活を基礎とした自治」〔福田 2006〕を無視したものとして批判的に捉えられる
- ・平成の大合併は地方分権改革の1つでもあり、「地域に生活利害を持つ人々の自発的で能動的な自治の営みの参加」を促しうる「地域社会の生活共同性」〔田村 2010〕に注目が集まった

↓

市町村行政にとっても尊重されるべき個性として独自の自治機能を保持していたのが沖縄のシマ〔山城 2001〕

- ・シマ：明治期以前からの行政単位であり、今日の字にあたる地域社会〔難波 2020a〕
南西諸島研究においてムラに代えて用いられてきた言葉〔及川 2019〕
「区」「字」「部落」「自治会」などと呼ばれる任意団体に過ぎないが、基礎自治体の末端機関・地域の生活上の様々な問題の調整機関として機能〔宮城 2000〕
- ・他県に見られないシマの特徴：強力な自治組織を構成していること（市からの行政委託金と区費の徴収によって他県と比べてはるかに高額な報酬が支出される常勤区長を持つ場合が多い、自治会の財政とは思えないほど大規模な歳入歳出構造を持つなど）〔高橋 1995a 高橋 1995b 難波 2020b〕

→このような自律性の高い運営を行うことのできるシマは、地方分権改革の基本理念が「地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ること」であったこともあり、地方分権下に意義ある自律性を備えた地域社会として多くの社会学者が取り上げた〔仲地 2001 など〕

- ・社会学における沖縄研究の課題：シマの自治機能を現状を政治・開発・環境といった研究テーマを扱う上での事例として取り上げるものが多く〔宮城 2017〕、シマの歴史的・構造的特質を踏まえて取り上げられてはいない。

↓

このようなシマの特徴がいつ形成されたのかを歴史的に明らかにしようとしてきたのは農村社会学の分野

2021年5月9日

(2) 農村社会学・法社会学による沖縄の村落研究

- ・九学会連合社会学班によって行われた沖縄調査：ムラ＝家業経営体としての家の維持存続のために存在している [福田 1976] とする捉え方が通用しなかった

→シマは地割制度の下に置かれていたため、明治 32 (1899) ～36 (1903) 年の土地整理後も地主的土地所有や土地経営が生じにくく、村落内部の権力構造・特定の家への役職集中が行われることもほとんどなく、前提として家格の認識が希薄 [松原 1976]

→これまで日本農村で行われてきた研究手法（稲作中心の、近世本百姓以来の独立した家を単位とする村落共同体を原型として、それを捉えるもの）を反省する結果 [松原前掲]

↓

沖縄の村落は祭祀的な結合であり、経済的な意味合いが極めて低く、非政治的な村落 [来間 1998] と捉えられた

- ・九学会連合調査は、シマが地割制度のために農民の階層分化が起りにくく、土地整理後も貧富の差が起りにくかったため、「共同体内部の並列的構造と共同体成員が公平を重んじ、平等の権利義務を強調する価値観を持つ」 [与那原 1976] という共同像も形成 [宮城前掲 (2017)]

↓

調査以降、生産構造・支配・権力を担う社会組織・集団の連関といった観点から沖縄の村落構造を取り上げようとする研究はほとんど行われていない [安藤 2013] が、テーマ（自治など）を語る上での題材として取り上げられるようになった

→特に自治の問題については、歴史的経緯を踏まえて沖縄の村落構造の特質を解明しようとしてきた研究は、沖縄の村落を経済的な意味合いが低く、自己統治機能が欠落した村落と捉えたにも関わらず、自治をテーマにシマの現状を取り上げる研究は、シマを基盤とした自治組織が他県にも類を見ない自治機能を保持していると捉えており、矛盾しているようにも見える研究史が形成

- ・上地 [2008]：自身の研究を「『祭祀共同体』とは異なる自治村落（註1）的な側面を見出そうとするもの」と位置づけ

→県庁指導で各村落における旧慣内法（註2）を成文化し、県の管理の下で村の自治を行わせようとしたことを指摘

→村落がこれまで内法を持たなかった領域の内法まで制定するようになると、村落が新たなルールを含め自主的な山林管理制度を構築し、これが「共同店」（註3）の設立と密接な関係を持つ

↓

村内法の成文化によって構築された自主的な山林管理制度に由来する共同体的規制が、共同店の設立を促したとした

- ・近年の農村社会学における成果：今日のシマに見られる共同性の強さは、近世の地割制度によって形成された「共同体内部の並列的構造」 [与那国前掲] に由来するの

2021年5月9日

ではなく、近代以降の自主的な共有財産の維持管理や、維持管理によって生じる収益を財源とした経済組織の運営によるものであったことを指摘 [上地・宮城前掲]

→これらの研究は今日のシマの特質を過去に求めるものであり、過去に成立したシマの自治の体制がシマの中で生きる人々によってどのように担われ、今日までその自治機能をいかに維持してきたのかという問いを追求する余地は残されている

↓

農村社会学の成果を踏まえつつ、近代以降成立したシマの自律的な運営体制が、シマ内部で生きる人々によって現在までどのように行われてきたのかを、村落内部の自治を前提としてその仕組みを解明してきた民俗学 [及川 2019] による村落研究の視点を参考に明らかにする

(3) 民俗学における村落研究

- ・民俗学による沖縄の村落研究：シマを祭祀共同体と捉える戦後の社会人類学的研究と共に発展した影響が大きく [島村 2011]、今日の研究動向においてもシマ内外の人々のつながりが注目されつつ、その焦点は村落祭祀・祭祀組織といった信仰の側面に偏っている [山川 2012・平井 2016 など]

↓

シマのどのような自治の仕組みのもとに祭祀組織が存在し、村落祭祀が行われてきたのかを明らかにすることが、シマを対象とする村落研究をより発展させるための重要な課題

- ・他県を取り上げる民俗学の村落研究：社会構造分析に対する批判以降 [岩本 1998] 村落の機能や村落空間に関する研究は低調であるとの指摘がなされ続けている中 [市川 2014 大野 2018]、生活環境を共にする人々が暮らしを維持していくためにどのような人間関係を築いているのかを問う傾向 [柏木 2007 小島 2015]

↓

【取り入れた視点】

①自治を行うための財政

これまでムラの財政を取り上げた研究：主にムラの運営費の賦課基準に注目し、その違いから村落の階層を明らかにする研究 [高橋 1974] から、賦課基準の変動を分析することで家格秩序の変動を明らかにする研究 [今里 2006]、区費の納入が村落のメンバーシップに関わる行為であることを指摘した研究 [本多 2016] へ

↓

自治を行うための資金をいかにして集め、それを何に使うことに自治を行う上での意義を見出してきたのかに注目

2021年5月9日

②自治を実行するまとめ役

村落の役職者を扱った研究：役職者を扱いつつも、問題意識は村落の変化を明らかにすること [武笠 1986]
[足高 1991]



資金を管理し、住民をまとめる役割を持つ者のどのような働きかけのもとに自治が成立してきたのかに
注目

【本研究で扱う自治について】

・研究分野によって意味する内容が異なるが、そのほとんどが意識されないまま使われてきた
(例)

「住民自治」[田村 前掲]：「中央による『統治』を前提とした概念 [杉本・藤井 2012] であり、基礎自治体が提供する政策に地域住民が関わることを意図したもの

自治村落の自治：上部権力の支配に対する「自治」[大鎌 前掲]



本研究で明らかにする自治は、上部権力が提供する政策に関わる自治・対抗する自治ではなく、上部権力と関わりつつも干渉されない形で維持している独自の自治

→『市町村合併と民俗』の特集が組まれた日本民俗学において、「ムラを組み込んでいる支配制度や行政制度としての村がどのように民俗に関係しているのか [福田前掲 (2006)] という問題意識が初めて登場したとされているにも関わらず、社会構造分析の批判を乗り越えようとする研究が積極的に行われてこなかったことからわかるように、このことを踏まえた民俗学による村落研究は積極的に行われてこなかった

・及川 [前掲]：自治＝「住民が住民自身の裁量の下で資源を配分し、地域コミュニティの運営を行うこと」

→従来の、ムラの外で展開する行政制度と切り離された仕組みとして書かれていた村落研究を乗り越えたものとは言えない

・人々には「ムラの存続を前提としているかのように旧来の慣行を読み替えて、当面する問題に対処していこうとする様相」[飯島 2005] がある



国や基礎自治体の政策を踏まえつつ、独自に財産を共有する人々自身で地域の運営が適切に行えているかどうかを常に考えながら活動していること（過去にその地域で生きていた人々がしてきたこと）を自治と表現し、この自治を実現してきた村落内部の仕組みを明らかにすることを心掛ける

→これからも地域で暮らしていくために行動する、あるいは行動してきた人々の動態を捉える

【調査地】：沖縄県南城市奥武島



南城市（旧玉城村）奥武島の位置



奥武島の航空写真（google map より）

- ・人口：（2019年9月末時点）：359世帯914人
- ・本島とは約150メートルの奥武橋（現在の橋で6代目）で繋がっている
- ・戦後米軍に土地を接収され、土地の大半を敷きならされてしまう
- ・昭和21年3月に島民が再び住めるようになったが、島内は更地にされていたため、一から家を建て直した
- ・玉城村に所属していたが、平成18年に玉城村、大里村、佐敷町、知念村の4市町村が合併し、「南城市玉城字奥武」と称することになった。



奥武観音堂

- ・奥武観音堂：島民は物事の善し悪しに関わらず観音堂を拝む
- ・戦前は男性が漁業、女性が農業に従事する生産構造

2021年5月9日

→現在も漁業が盛んではあるものの、車で島の外に働きに行く人が多い（会社勤め、公務員など）

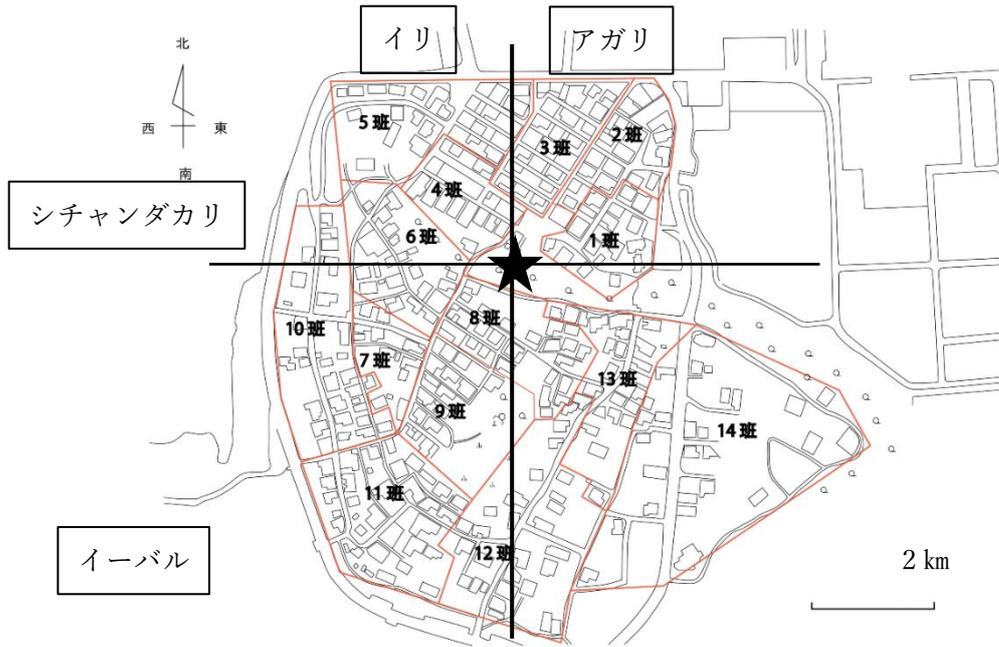
・奥武漁業組合：明治35（1902）年設立

2019年8月時点で構成員67名

昭和49（1974）年に知念漁業組合と合併したため、現在は奥武漁業組合は知念漁業組合の支部という位置づけ

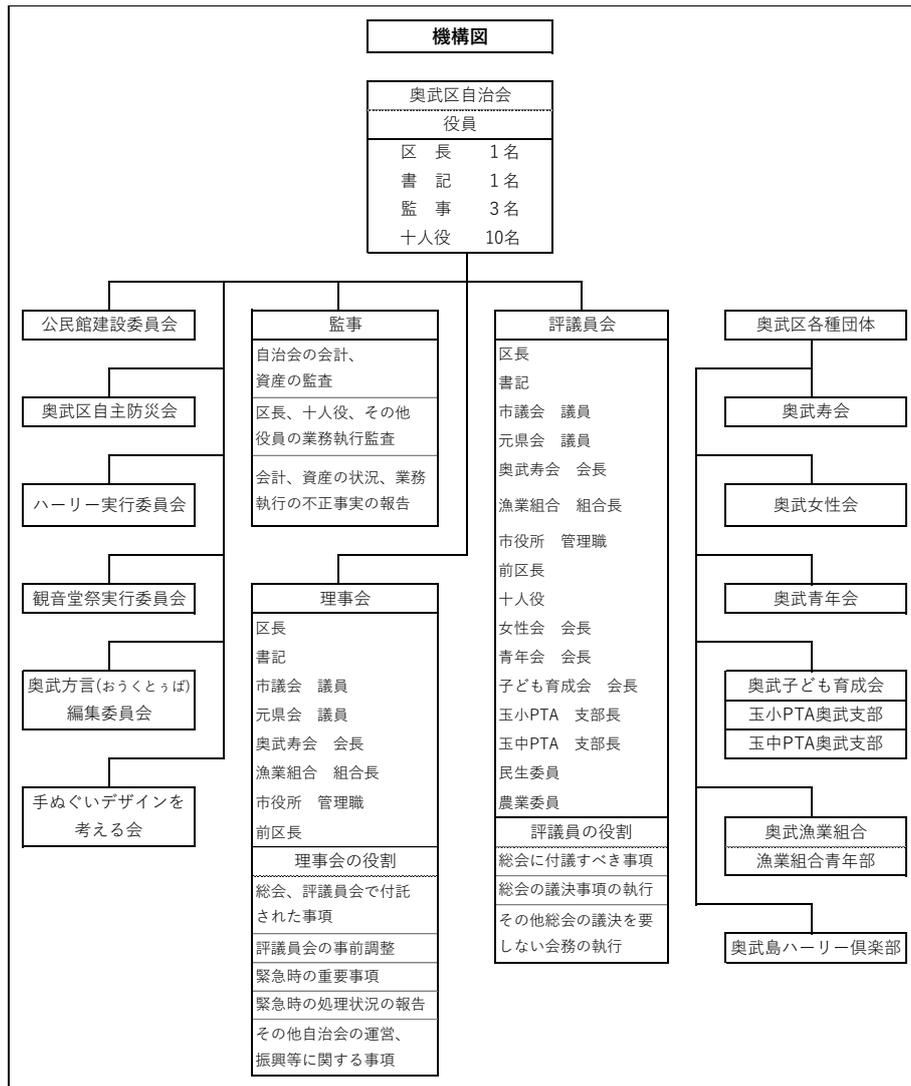
・島の土壌は小石混じりで農業に適していないため、島民は漁業収入で蓄えた資金で対岸の農地を買求めた

→対岸の奥武島の島民の農地を「奥武2区」と呼ぶこともあった



- ・観音堂（★）を境に島内を東（アガリ）、西（イリ）、北側をシチャンダカリ、南側をイーバルと呼ぶ
- ・島内の世帯は1～14班に分かれている
- ・対岸の家やアパートがある範囲は「小港（クンナトゥ）」と呼ぶ
- ・戦前はイリとシチャンダカリが集落の中心だったが、人口が増加するにつれアガリやイーバルにも家が建つようになる

2021年5月9日



奥武区自治会の組織図

- ・自治組織：奥武区自治会
- ・会員：奥武区の区域に住所を有する個人
- ・役員：区長（1人）・書記（1人）・監事（3人）・十人役（10人）
- ・常勤（平日9時～17時まで）で奥武公民館にある事務所で働くのは区長・書記のみ
- ・役員の下には班長（1～14班と小港のリーダー）がおかれ、区長からの配付物を班内の世帯に回す役割を担っている

2021年5月9日

(収入)		(支出)	
項目	予算額 (円)	項目	予算額 (円)
区費	6,120,000	給料	2,750,000
協力費	130,000	報謝費	135,000
雑収入	400,000	消耗品費	50,000
補助金	2,000,000	水道光熱費	1,100,000
繰越金	200,000	保守修繕費	180,000
繰入金	1,000	施設管理費	150,000
きび手数料	20,000	会議費	95,000
利息	45,000	通信費	95,000
香典	1,000	使用貸借費	260,000
字誌販売	24,000	備品費	150,000
合計	9,414,555	育成費	180,000
		助成金	210,000
		保存会費	60,000
		祭祀費	100,000
		体育費	641,000
		派遣体育費	640,000
		区民運動会	1,000
		出生・敬老会費	380,000
		新年会・歓送迎会費	90,000
		カジマヤー祝費	10,000
		香典	1,000
		雑費	150,000
		防災費	2,050,000
		積立金	1,000
		租税公課	12,000
		繰り出し金	350,000
		予備費	214,555
		合計	9,414,555

平成 29 年度の奥武区自治会の収入・支出予算

- ・ 区の運営費（活動費）：「区民」（奥武区自治会会員）が毎月納める区費が主な収入源
- ・ 小港は区費ではなく「協力費」として1世帯毎月500円支払う
- ・ 運営費用の支出は常勤である区長・書記へ支払う報酬が最も多く、その次に島内で共有で使われる水道代、公民館の水道や電気代、島内の街灯代に使われる

【調査地選定理由】

- ①南城市の中で常勤である区長は奥武島（字奥武）と字津波古のみであるそうだが、その理由は、字津波古は南城市の中で人口が一番多い字であるからであるのに対し、奥武島は「区長が取り仕切る仕事が常勤でないとなしきれないため」と説明され、基礎自治体に依存しないシマの運営体制が維持されている
- ②農村社会学で指摘されていた、シマが共有財産の維持管理やそれを資本とした経済的基盤を確立した時期に始められたと思われる、奥武島が管理する沿海で生じる利益を資本として自治の財政的側面を支えていたことが明らかになる「海頭日記帳」が現存しており、明治45（1912）年から昭和20（1945）年3月までの帳簿の分析や新聞資料を基にして自治の運営体制の変遷を明らかにできる

【研究課題】

課題①：近代から沖縄戦直前、戦後の地域資料の分析と、現在のシマの運営体制に関する聞き取りを併せて行い、近代から現在に至るシマの運営体制の実態を明らかにする（第1章～第3章）

2021年5月9日

課題②：現在、運営体制の中で区民のまとめ役となる区長から「業務を改善するべき」という声が挙がっている。そこで、区長の業務や役割の実態を示すことで、シマの運営体制がどのように変わろうとしているのかを明らかにする（第4章）

【各章（1～4章）概要】

第1章 調査地概要—自律的な運営体制の成立時期—

奥武島の概要を記述した。奥武島の地勢と歴史、現在の奥武島の自治組織である奥武区自治会、奥武区自治会の運営を支える各種団体、主要産業、奥武島内の門中と拝所について記述し、過去の文献資料や新聞資料から明らかになる当時の奥武島と現在の奥武島の連続性を明らかにした。

この作業を通して、奥武島において自律的な運営体制が形成されたのは、自ら選んだ総代を選出したり、沖縄県間切島吏員規定によって地頭代以下の吏員が廃止されたりした明治22（1889）年から明治29（1896）年頃であることが考えられることを指摘した。

第2章 戦前の海面利用慣行にみる村落自治と海頭の役割—「海頭日記帳」の分析から—

第1章で確認した自律的な運営体制の成立の直後に始められたと思われる、「奥武村」として所有権を持つ海域で発生する利益を財源とした基金の入金、出金の記録である「海頭日記帳」（註4）（明治45年～昭和20年3月）の分析を通して、この基金が奥武島の自治にどのような役割を果たしていたのか、そしてこの基金を管理していた海頭という役職が当時の奥武島においてどのような存在であったのかを明らかにした。

海頭という役職は、琉球王国時代に王府が沿海村落に「海方切」（註5）という海域を管理させるために置いた役職である。廃藩置県によって海方切が消滅し、王府に対する義務が無くなった後も奥武島の村役員として役職が残った。明治35（1902）年に漁業法が成立したことによって「奥武村」として漁業権を所有するようになると、その海域で発生する利益を財源とした基金を管理する役目を担うこととなった。奥武島では地方制度の変遷によって明治22～29年頃に自律的な運営体制が成立されたことと、漁業権の成立により沿海を自主的に管理することが認められたことで、漁業権というシマの共有財産の管理によって発生する利益の運用を経済的基盤とした自治を行う仕組みが成立し、その仕組みを支える海頭は、漁業権を利用した奥武島の自治を行っていく上で欠かせない存在であったことを明らかにした。

第3章 戦後から現代における運営体制の成立—区費の徴収・活用方法に注目して—

沖縄戦後、第2章で明らかにしたような、漁業権を持つ沿海で生じる利益で奥武島の自治を支えるシステムが消滅し、また海頭の役割も海に関する祭祀に参加するだけという限定的なものになってしまった中、戦後から現在までの自治組織の運営体制がどのように変化してきたのかを明らかにした。

昭和21（1946）年～昭和62（1987）年までの部落総会の議事録の記録から、特に組織体制、区長・書記の給料、区費の徴収方法に注目すると、今日の奥武島の自治は、財政（海頭が管理していた基金と自治組織の基本財産）の統合、区長・書記への負担集中、区費の賦課基準の変更などを経て維持されてきたことがわかった。その一方で、奥武島で行われる村落祭祀を担う神人を輩出する門中に対する配慮（門中祭祀の費用の一部を区費から負担する）が見られるものの、区民が島の財政を支え、自治を担う仕組みは戦

2021年5月9日

前から現在まで一貫して変化せずに残されているという特徴があることも明らかになった。

戦前は共同漁業の労働力となる個人が、海頭が管理する基金の収益を支えつつ島内の役員を選出する権利を持っていた。終戦後は土木工事の労働力を納める個人（「可」働者）が、労働力を納める義務がない個人（非可働者）よりも区費を多く支払っており、現在は現金収入がある個人（「稼」働者）がそうではない個人（非「稼」者）よりも多く区費を負担している。このように、シマの自治を実現するための負担を住民一人一人が財政を支えるという形で担うという特徴は変わらずにみられ、これが「区費を払う人＝部落民」という区民の自覚を生み出していることを指摘した。

第4章 区長経験者たちが考える業務の現状と改善の論理

第3章で確認した運営体制のもとに、実際に区民のまとめ役となり、自治の実現に寄与してきた区長に選ばれた人たちが改善するべきと考えている奥武島の自治の現状を明らかにすることで、現在奥武島の運営体制がどのように変わろうとしているのかを明らかにした。

第3章で扱った部落総会の議事録から、区長は本来、多くの業務をこなす体力のある年齢層の人が担うことを望まれる役職であったことがわかった。しかし、労働形態の変化により、島内に住みながらも島外で現金収入を得る人が増え、平日朝9時～17時まで常勤で区長を担うことを望まれる年齢は、業務を担うことができる年齢から区長という職を引き受けることに負担が少ない年齢へと変化（高齢化）していた。

それでも、一度区長に選出されると就任を強制され、多くの業務を担わなくてはならない区長を積極的に引き受けようとする人はおらず、区長選挙を開催しても区長が決まらないという事態まで発生した。そのため、今日の島の運営において区長の負担や区費の無駄と考えられる業務を効率化し、行事そのものへの支出や非常勤制を導入して区長への給料を減らすことが提案されていた。

以上のことから、区民の区費の負担軽減にもつながり、また現代の生活環境の中でも区長が選出されやすい体制へと変化が生じようとしていることが明らかになった。

【結論】

課題①の答え：近代以降自主的に管理できるようになった海域で発生する収益をシマの自治に使う仕組みを確立し、その後シマ内部の運営体制（収入源など）を変化させつつ住民が財政を支える仕組みが維持されてきた

課題②の答え：現在、奥武島の自治の運営体制は、区長経験者の考える業務改善（区長の負担軽減と区費の適切な利用）の考えに基づき、現代の生活に合わせて事務の面でも財政の面でも変化しようとしている

↓

近代の収入源の確立以降、社会の変化に応じてより良い運営体制のあり方を選択してきた結果、住民が財政を支える仕組みが維持されながら市町村行政に依存しない体制が形成されてきた

2021年5月9日

【註釈】

註1：自治村落とは「個々の構成員を超える行政権と村寄り合いを持ち、村八分等に見られる司法権を持ち、さらに独自の財政賦課権を持ち、また時には独自の財産を持つ社会」[斎藤 1989]であり、「生産と生活の共同関係もこういった村落の権限に規制されて強固なものとなる」[斎藤前掲]とされている。自治村落の自治は「行政的自治能力」[大鎌 2015]とも称され、「小農の共同体的社会関係に内在する強い規制力に担保された上部権力に対する自治」[大鎌前掲]である。

註2：旧慣内法（村落慣習法）とは、明治18（1885）年の県乙第七七号布達「各間切島及ヒ村方ニ於テ旧藩中執行候内法或ハ村約束等之義詳細取調過料等ニ係ル米錢遣ニ至ル迄都テ取捨増減ナク列記シ迅速可届出此旨相達候事」によって沖縄県庁の調査に対して届出された、「村所の役人の勤怠と、貢租に関するもの、生産に関するもの（田畠取締）、住民生活に関するもの（風俗取締）など、農民が守るべき条項とその処罰規定である」[仲地・坂井 2003]。この内間切内法は「間切番所役人の勤怠に関する条項」[仲地・坂井前掲]が中心であり、「沖縄本島の内法は間切内法と村内法の二段構成になっている」[仲地・坂井前掲]。

註3：共同店とは、「集落の全員を構成員とし集落が運営する共同の売店」[仲地 2009]のことである。共同店の資金の調達は、共有金（区で積み立てた資金、あるいは区の共有財産を処分して得た資金、住民の共同作業によって得られた資金、区の責任で金融機関等から借入した資金など）や株出資（住民から定められた出資金を募って得られた資金）などの住民の共同の出資によってなされた [上地前掲]。

註4：海頭日記帳に記載されている収入・支出の項目を整理すると以下ようになる。

【収入】

①繰越金

文字通り、毎年年初めに繰越金として入っているお金である。明治45年には95銭（その年の全体の収入の0.3%、以下割合を出す時には%のみ表記する）の繰越金しかないが、次第に繰越額を増やし、昭和18（1943）年には402円7銭（47%）に繰越金額を増やしている。

②漁業収益金

海頭が指揮して行うサデ網（共同漁業で用いる網）を用いた共同漁業の収益や、個人的に沿岸で漁をした場合にもその収益の一部がこの帳簿に入っていた。

③爬龍船競漕の寄附金

旧5月4日に奥武島で行われる爬龍船競漕の際に、奥武島外から受け取っていた寄附金で、大正10（1921）年から入るようになる。寄付は主に学校職員、玉城村の駐在、役場吏員、郵便局からもらっているが、首里の酒屋や港川の商店から受け取っている年もある。

2021年5月9日

④叶金

奥武島が持つ漁業権の範囲内で漁をする場合に奥武島内外の漁業者から徴収していた入漁料である。奥武島誌によると、糸満の漁民は2組のグループから主に沖合の方の漁場で入漁料を徴収し、島の漁業者から徴収する場合は沿岸の定置網漁をする場合に徴収し、網を設置する際に竹竿に旗を立てて目印にした。漁場によって漁獲量が違うため毎年入札によって叶金の金額と場所を決めていたが、無断で漁をする者もいたので海頭や十人頭と呼ばれる村役人が巡視した〔『字誌』編集委員会 2011〕。

⑤回収・損益

この帳簿に記された基金から島民に対して貸し付けたお金を回収する際の記入と、貸付金に対する利子である。

⑥その他の収入

①～⑥に含まれず、毎年決まった入金がない項目である。「村サデ造ノ為入費不足ニ付借用」といったサデ網の制作に関わる出費や「糸満人ヨリ罰金」「字港川長嶺牛外2名ヨリ内法料金」「字港川西銘ヨリミヅンベイ違約金」といった、入漁時のルールを破った時に徴収する罰金、大正7(1918)年旧8月26日に行われた水産品評会の際の「郡役所役場ヨリ賞金ヨリ入ル」「大正7年水産品評会ニ対シ県ヨリ賞金半額」などの上部機関からの入金、そして「与那原へ爬龍船勝劣ノ時役所ヨリ手間賃」「同上ノ時1等賞金」「同上ノ時焼耐代」のように、与那原の爬龍船競漕に出場し、優勝して賞金をもらっている記録がある。また、借入金として「漁業組合別会計ヨリ」「旧5月4日ノ入費不足式付仲下門ヨリ借入」など、漁業組合や個人からの借り入れによる入金も見られた。「字有68番ノ宅地ノ賣拂代1坪金5円80銭78坪代」として452円40銭の収入もあり、海頭が海だけではなく字の共有地も管理していたことがうかがえる。

【支出】

①年中行事

毎年決まった日に行われる年中行事(御願)への出金である。1年間で、(1)旧正月の初水撫(2)旧1月7日の節句(3)旧1月5日(6日)の初海の祝(4)旧1月13日(15日)の初御願(5)旧3月3日の御願(6)旧4月の濱御願(7)4月下旬～5月頃の飛魚の結願・鱧釣の御立願(8)旧5月4日の御願(爬龍船競争)(9)旧8月11日のシヌグ(10)旧8月15日の十五夜御願(11)旧9月の網卸御願(12)11月下旬～12月頃の飛魚御立・鱧釣、イカ釣の結願(13)旧12月20日頃の年末御願に対して支出している。特に爬龍船競漕が行われる旧5月4日の支出額が多い傾向がある。(5)、(6)は奥武島の村落祭祀を担う大屋門中、玉城門中からも費用が支払われている年もある。

②拝所の年忌

「村クジングワ」と呼ばれる、大屋門中と玉城門中から選出される奥武島の村落祭祀を司る人が所属している拝所に対して、年忌ごとに行われる拝みごとへの支出である。戦後の昭和26(1951)年に区民の要望で復活した「ムラデーウカミの年忌祭」、「村持ち御神の年忌祭」であり、現在「山嶽の拝み」と呼ば

2021年5月9日

れている祭祀であると思われる。戦後復活してから現在まで大屋門中玉城門中共に5年に1度行うことになっているが、「年忌祭」と書かれているように戦前は3年、7年、13年、25年、33年ごとに行っていたようである。また、年忌の周期や拝む日も拝所によって異なっている。

拝みの際にはこの基金からだけではなく、その拝所に所属している村クジングワの出身門中からも費用が負担されている。その負担の費用は半額負担する場合と全額負担する場合があった。現在は区費によって祭祀の一部負担がなされている祭祀であるが、戦前は海頭が管理していた基金から費用を支出していたことがわかる。

③謝礼金

年最初に玉城村長や玉城小学校の校長、玉城村の駐在、奥武漁業組合の初代組合長である大城幸之一へ差し上げる魚代の支出がある。また、「水産技手 出張ノ時入費」「鯖製造教師見送ノ時酒 郡長様御出張ノ時諸入費」といった、水産技術の普及や漁業技術の発展を目的とする沖縄県の動きを受けて奥武島に来島した人への支払いも見られる。

④交通費

用事で奥武島の外に出かける際の交通費である。交通費の項目は主に出張費であるが、「沖縄県水産品評会ノ時那覇出張ノ時役員2人分路費用」「島尻郡水産組合品評会出張手当2人分」「水産組合総会ノ時漁業者代理トシテ役目2人那覇出張」といった沖縄県の水産行政を反映させた支出である。大正末期～昭和初期の専用漁業権の更新のためと思われるが、大正13(1924)年に「専用漁業ノ件打合ノ為メ大城 亀 嶺井真吉 那覇出張日当2日分」、大正15(1926)年に「漁業権申請ノ為メ役場出張ノ入費」という支出もある。「糸満出張ノ時区長日当」という記載もあり、区長の出張費も海頭が管理する基金から出る場合があったこともわかる。糸満の漁業者から叶金を徴収するための「叶取入ノ為メ糸満へ出張日当」という記載もあった。

⑤配当金・別会計の積立

この基金から島民に配当を行い、字の基本財産や漁業組会の会計など、この基金とは別の会計への積立も行っていた。「漁港改修実地調査測量 入費へ支出ノ為メ漁業組合へ」、「梁橋工事ノ雑費区長へ支出ス」といった項目のように、島で土木工事を行う場合にかかる費用を負担するために漁業組合や区に繰り入れる場合もある。

⑥貸付

この基金から島民へ貸付を行う際の支出である。

⑦燈台関係

奥武島にあった燈台の修繕費や燈台の部品の買い入れ代である。

⑧その他の支出

2021年5月9日

①～⑦に当てはまらない、毎年記載がない支出である。「サデ預け賃」という項目が度々出てきており、また預け先が年によって異なる事から、村所有のサデ網（共同漁業で使った網）は毎年所有者を交代し、その年に所有する人には預け賃を支払っていた。サデ網の作成やサデ網に塗る豚の血代への支出も多い。「日本水産会会費」「水産品評会出品」「水産組合役員会」といった項目への支出も多く、この海頭日記帳は水産業の生産奨励、信仰を目的とした県の事業に合わせて地域の漁業者も発展していく姿を反映した資料であるといえる。一方、「上安屋ノ宅地買入ノ為メ 漁業組合ヨリ借入」と、漁業組合からお金を借り入れた後に「上安屋へ宅地代支拂 1 坪金 5 円 80 銭ノ 78 坪代」と屋号上安屋に宅地代を支払い、「上安谷屋ノ宅地賣買ノ登記料」の支出もしていることから、その他の収入でも述べたように海頭は土地の管理にも携わっていたと思われる。

註5：海片切は、沿海村落が管理すべき海面を公的に示したものである。海方切の設定によって、沿海村落は管轄する海の占有権を認められると同時に、①魚類や漂流物を管理するための役職を設置すること、②「浦御用」と呼ばれる、中国や薩摩へ赴く王府の御用船を安全に航行させるための水先案内人を勤めること、③海雑物という漁業税を納めることの3つの義務を負った〔上田 1990〕。これらの義務は沿海村落における地先漁場の利用をめぐる占有権の保護を目的としたものではなく、漂着する『寄物』の見回り、航行する進貢船などの保護といった貿易立国の存立を支えるための沿岸域の管理を義務づけていた〔市川 2009〕

【本発表引用文献】

- 青木康容・瀧本佳史 2016 「軍用地料の『分収金制度』(9) 一流動化する沖縄社会と住民自治組織の特異性」 『佛教大学社会学部論集』 第63号
- 『字誌』編集委員会 2011 『奥武島誌』 わらべ書房
- 足高耆夫 1991 「村落共同体におけるリーダーの選出過程」 『関西学院大学社会学部紀要』 64
- 安藤由美 2013 「テーマ別研究動向(沖縄)」 『社会学評論』 64(2)
- 飯島康夫 2005 「民俗学の研究動向」 『年報村落社会研究』41 農山漁村文化協会
- 市川英雄 2009 『糸満漁業の展開構造 沖縄・奄美を中心として』 沖縄タイムス社
- 今里悟之 2006 「区費等級割にみる同族型村落の家格秩序変動—諏訪地方萩倉集落を事例として—」 『村落社会研究』 第13巻 第1号
- 岩本通弥 1998 「民俗学における『家族』研究の現在」 『日本民俗学』 213
- 上田不二夫 1990 「第3部 漁業制度 第1章 明治・大正期」 沖縄県農林水産行政史編集委員会編 『沖縄県農林水産行政史』 第八・九巻(水産業編) 農林統計協会
- 上地一郎 2008 「沖縄の村落共同体に関する予備的考察」 上地一郎 『沖縄社会の近代法制度への包摂とその影響—歴史法社会学的分析』(博士論文) 早稲田大学リポジトリ (nii.ac.jp)
- 上地一郎 2014 「共同性の創発—土地整理事業以後の沖縄の村落共同体—」 『高岡法学』 第32号
- 及川高 2019 「近代における奄美村落の自治組織およびその連続性—郷土資料から見た概要—」 『総合学術研究紀要』 第21巻 第1号
- 大鎌邦雄 2015 「自治村落論の形成過程と基本構造」 斎藤仁・大鎌邦雄・両角和夫編 『自治村落の

2021年5月9日

基本構造—『自治村落論』をめぐる座談会記録— 農林統計出版株式会社

柏木亨介 2007 「村落社会における倫理的規範の民俗学的研究—熊本県阿蘇谷村落の神社運営を通して—」 筑波大学 博士論文（筑波大学附属図書館にて公開）

来間泰男 1998 「沖縄経済の特質」 来間泰男 『沖縄経済の幻想と現実』 日本経済評論社

小島孝夫 2015 「日本における町村合併の展開」 小島孝夫編 『平成の大合併と地域社会の暮らし 関係性の民俗学』

齋藤仁 1989 「はしがき」 齋藤仁 『農業問題の展開と自治村落』 日本経済評論社

島村恭則 2011 「〈研究ノート〉宮古島に出会いなおす：1989 狩俣から 2008 熊本へ」 関西学院大学 先端社会研究所紀要

杉本久未子・藤井和佐編 2012 『変貌する沖縄離島社会—八重山にみる地域『自治』—』 ナカニシヤ出版

高橋明善 1974 「部落財政と部落結合—15年の変化」 日本村落社会研究学会編『村落社会研究第十集』 塙書房

高橋明善 1995a 「基地の中での農村自治と地域文化の形成」 山本英治・高橋明善・蓮見音彦編 『沖縄の都市と農村』 東京大学出版会

高橋明善 1995b 「北部農村の過疎化と社会・生活変動」 山本英治・高橋明善・蓮見音彦編 『沖縄の都市と農村』 東京大学出版会

田村雅夫 2010 「地域社会の現実をどのように捉えるか—共同研究の枠組み構成と課題」 『闘う地域社会 平成の大合併と小規模自治体』 ナカニシヤ出版

仲地宗俊・坂井教郎 2003 「明治期沖縄における旧慣村内法に関する考察」 『農業史研究』 第37号

仲地宗俊 2009 「コラム5 国頭村奥共同店」 大鎌邦雄編 『日本とアジアの農業集落—組織と機能—』 清文堂株式会社

仲地博 2000 「沖縄の自治と自治体—沖縄から学ぶ地方自治（特集 テキストとしての沖縄—沖縄から世界へ）」 『地域開発』 424

難波孝志 2020a 「『寄留民』ショックと沖縄の『シマ』」 難波孝志編 『シリーズ沖縄の地域自治組織1〈北中部編〉 米軍基地と沖縄地域社会』 ナカニシヤ出版

難波孝志 2020b 「沖縄の区をめぐる地域自治組織の関係性—沖縄県名護市の区を事例として—」 難波孝志編 『シリーズ沖縄の地域自治組織1〈北中部編〉 米軍基地と沖縄地域社会』 ナカニシヤ出版

平井芽阿里 2016 「海を越える神役 移住者との宗教的連帯」 小熊誠編 『〈境界〉を越える沖縄：人・文化・民俗』 森話社

福田アジオ 1976 「村落生活の伝統」 竹田旦編 『日本民俗学講座 第2巻 社会伝承』 朝倉書店

福田アジオ 2006 「市町村合併と伝承母体—その歴史的概観—」 『日本民俗学』 245

本多俊貴 2015 「現代山村の区費等級割にみる村落結合の再検討—宮崎県諸塚村黒葛の事例—」 共生社会システム研究 10

日本民俗学会談話会修士論文発表会

2021年5月9日

- 松原治郎 1976 「沖繩農村の社会学的研究」 九学会連合沖繩調査委員会編 『沖繩—自然・文化・社会』 弘文堂
- 宮城能彦 2000 「戸主会議事録に見る地域自治会の役割—旧羽地村稲嶺区の事例研究—」 『沖繩大学人文学部紀要』 第1号
- 宮城能彦 2017 「沖繩村落社会研究の動向と課題—共同体像の形成と再考—」 社会学評論 67
- 武笠俊一 1986 「戦後村落における新しい指導者の出現—その生活史分析—」 『ソシオロジ』 第31巻1号
- 村武精一 1984 『祭祀空間の構造—社会人類学ノート—』 東京大学出版会
- 山川久乃 2012 「村落祭祀の変化と持続に関する—考察—本部町本部の事例を通して—」 『沖繩民俗研究』 30
- 山城千秋 2001 「地方分権下の共同体自治をつくる民俗文化の伝承と集落行事の役割」 『日本社会教育学会紀要』 37
- 与那国暹 1976 「沖繩村落の社会的特質—沖繩農村の自作農的性格を中心に—」 九学会連合沖繩調査委員会編 『沖繩—自然・文化・社会』 弘文堂